

群馬県水源地域保全条例施行規則

平成24年群馬県規則第33号

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県水源地域保全条例（平成二十四年群馬県条例第六十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。（使用及び収益を目的とする権利）

第三条 条例第二条第二項の規則で定める権利は、地上権、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の案の公告)

第四条 条例第十一条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、水源地域の指定の案（以下「指定案」という。）を群馬県報に登載することにより行うものとする。

(水源地域の指定に係る意見書の提出)

第五条 条例第十一条第四項の意見書（以下「意見書」という。）の提出は、水源地域の指定案についての意見書（別記様式第一号）により行うものとする。

2 意見書には、利害関係を有する旨を証明する書類を添付しなければならない。

(水源地域の指定に係る意見の聴取)

第六条 知事は、条例第十一条第五項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の十日前までに、指定案に異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事が指定する職員が行うものとする。

3 意見の聴取は公開とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事前届出を要する土地売買等の契約)

第七条 条例第十二条第一項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 贈与契約

二 売買契約

三 交換契約

四 地上権を設定し、又は移転する契約

五 地役権を設定する契約

六 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約

七 賃借権を設定し、又は移転する契約

(所有権等の移転等の事前届出)

第八条 条例第十二条第一項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の事前届出書（別記様式第二号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

- 二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し
- 3 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
 - 二 契約当事者の業種
- 4 条例第十二条第二項第一号の規則で定める法人は、分収林特別措置法（昭和三十二年法律第五十七号）第九条第二号の森林整備法人とする。
- 5 条例第十二条第二項第二号の規則で定める土地の利用目的は、次に掲げるものとする。
 - 一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業に関する設備の設置のうち、同項第十七号に規定する電気事業者が行う架空電線、電柱又はその附帯設備の設置
 - 二 電気通信事業法（昭和三十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に関する設備の設置のうち、同項に規定する認定電気通信事業者が行う架空電線、電柱又はその附帯設備の設置
- 6 条例第十二条第三項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記様式第三号）を提出して行うものとする。

（身分証明書）

第九条 条例第十四条第三項の職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（公表の方法）

第十条 条例第十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、群馬県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 勧告の内容又は報告を求めた事項
- 三 公表の理由

（その他）

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び別記様式第二号から別記様式第四号までの規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（規格A4）（第5条関係）

水源地域の指定案についての意見書

年 月 日

群馬県知事 あて

意見提出者

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話

群馬県水源地域保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 意見に関する事項

意見の概要	
指定案について利害関係を有する旨を説明する事項	<input type="checkbox"/> 森林の所有者等（ ） <input type="checkbox"/> 利害関係人（ ）
<input type="checkbox"/> 指定案に異議があり、意見の聴取を求めます。	

2 意見の陳述に関する事項

意見を陳述しようとする者	住 所	
	氏 名	
	職 業	

3 添付書類

水源地域内の森林の土地について所有権等を有すること又は利害関係を有する旨を証明する書類

- 注 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 指定案に異議があり、意見の聴取を求める場合は、2の意見の陳述に関する事項に必要事項を記入してください。
- 3 （ ）内には、内容を具体的に記載してください。
- 4 用紙が不足する場合は、別紙に記入して提出してください。

別記様式第2号（規格A4）（第8条関係）

土地の所有権等の移転等の事前届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

群馬県水源地域保全条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約当事者に関する事項

譲渡人等	住所		
	氏名		
	電話		
	業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ()	
譲受人等	<input type="checkbox"/> 予定者あり	住所	
		氏名	
		電話	
		業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 未定		
契約に係る権利の種別及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 移転 (<input type="checkbox"/> 期間 年 月 日まで) の		
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定あり 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定		

2 土地に関する事項

登記上の土地の所在	登記地目	登記面積
合計	筆	実測面積 m ² 登記面積 m ²
土地利用の現況		
所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる () <input type="checkbox"/> 未定	

3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 注
- 1 該当する□にレ点を記入してください。
 - 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
 - 4 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付してください。
 - 5 「土地利用の現況」の欄は、木竹の生育状況など、主たる現況を具体的に記載してください。
 - 6 () 内には、内容を具体的に記載してください。

別記様式第3号（規格A4）（第8条関係）

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者
住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話

群馬県水源地域保全条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

契約当事者に関する事項

変更項目		変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 譲受人等	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 業種		
<input type="checkbox"/> 契約に係る権利の種別及び内容			
<input type="checkbox"/> 契約締結予定年月日			

土地に関する事項

変更前	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合計	筆	実測面積 m^2	登記面積 m^2
変更後	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合計	筆	実測面積 m^2	登記面積 m^2
所有権等の移転又は設定の 後における土地の利用目的		変更前	変更後	

2 変更年月日

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 注
- 1 該当するにレ点を記入してください。
 - 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において記入した権利で期間が設定又は変更されているものについては、その期間を記入してください。
 - 4 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外〇筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付してください。
 - 5 添付書類については、事前届出書に添付したものは、改めて添付する必要はありません。

別記様式第4号（規格縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル）（第9条関係）

（表 面）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	年 月 日
	氏 名	有 効 期 限
	<p>上記の者は、群馬県水源地域保全条例第14条第2項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。</p>	
群馬県知事		印

（裏 面）

群馬県水源地域保全条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査等）

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水源地域内の森林の所有者等に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水源地域内の森林に立ち入り、当該森林を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。